近世天皇家の女性たち

久

保

貴

子

はじめに

を取り上げ、家社会の浸透する近世という時代性に着目し、その きればと思う。 特徴を中心に概要を述べることにしたい。そして、三〇〇年近く ち」のなかで、天皇の女性家族にあたる正妻・生母・娘(皇女) に及ぶ近世の間に起こった意識の変化や制度の変遷を明らかにで 本報告では、シンポジウムのテーマである「近世朝廷の女性た

天皇の正妻

四年(一五八六)一二月、近衛前久の娘前子が関白豊臣秀吉の 近世的特徴といえば、なんと言っても正妻の復活である。天正

> 前半、仁孝天皇が、正妻鷹司繋子没後に妹の祺子を後妻に迎えた 妻一三人中九人が摂家の娘)。また、古代に見られたような一天皇 に二妻が並び立つようなことはなく、いわゆる再婚も、一九世紀 天皇の正妻は、基本的には摂家の娘から選ばれることになる(正 の称呼は通常女御である。また、前子が近衛家の娘であるように、 御の称が、南北朝以来再興され、以後、近世における天皇の正妻 養女として、後陽成天皇の許に入内し、女御となった。ここに女 例があるのみである。

府から二○○○石が進上され、以降、二○○○石に定まっている。 寛文九年(一六六九)、鷹司房子が霊元天皇の許に入内する際、幕 の女御御料として明確に位置づけられるのは、前子が慶長六年(一 六○一)に武家政権から得た六○○石からと言えよう。こののち こうして復活した正妻の地位は、制度的にも保障された。近世 生涯、称呼は「女御」のまま変わることがなかった。 生涯、称呼は「女御」のまま変わることがなかった。 とことが条件)が、「女院」という称呼もまた正妻にのみ認められる。 それは、後西天皇の女御高松宮明子で、後西天皇が皇位を継る。 それは、後西天皇が嗣子なく没し、儲君(皇継)と定められた一歳の皇弟高貴宮(霊元天皇)が成長するまでの間、父後水尾皇は、皇兄後光明天皇が嗣子なく没し、儲君(皇継)と定められた高松宮明子は、後西天皇が嗣子なく没し、儲君(皇継)と定められた高松宮明子は、後西天皇が嗣子なく没し、儲君(皇継)と定められた高松宮明子は、後西天皇の践祚にともない女御となるが、以後生涯、称呼は「女御」のまま変わることがなかった。

> 太后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。 大后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。

り、こうした待遇は、その後の天皇正妻の女院と同等である。 「たちに准三宮となり、さらに、慶長五年一二月、女院号を得て女院といえ、誠仁親王没後、後陽成天皇が皇位を継承すると、たまった。なお、勧修寺晴子は、先に触れたように、後陽成天皇がといって、本来は次章で取り上げるべき人物だが、当時は、天皇および後嗣に正妻のいない時代で、誠仁親王御所に勤仕した女房とはいえ、誠仁親王没後、後陽成天皇が皇位を継承すると、ただちに准三宮となり、さらに、慶長五年一二月、女院号を得て女院と称された。住まいも翌年、故正親町院の御所が当てられており、こうした待遇は、その後の天皇正妻の女院と同等である。 の生母ではあるが、正親町天皇の後嗣誠仁親王御所に勤仕した女皇および後嗣に正妻のいない時代で、誠仁親王御所に勤仕した女皇および後嗣に正妻のいない時代で、誠仁親王御所に勤仕した女皇および後嗣に正妻の女院と同等である。

女院御料は、慶長六年、勧修寺晴子(新上東門院)が二〇〇〇

桜町天皇の生母として欠くべからざる存在となっている。 院没後(一八世紀後半)の朝廷においては、桃園天皇の実母、 た。その好例が、桜町天皇の正妻二条舎子(青綺門院)で、桜町 天皇の「母」として朝廷内で重視され、発言の影響力も大きかっ あった。このため、院不在状況では、故院の正妻(女院)かつ現 される人々など、次章で述べる天皇生母とは地位・待遇に格差が 没後の天保一二年(一八四一)に女院 (新清和院) となっている。 上、唯一、皇后から皇太后に進んだ正妻である。その後、光格院 から三年後の文政三年(一八二〇)三月、皇太后に進み、 に皇后(中宮)となった。さらに、「実子」とした仁孝天皇の践祚 内親王である。欣子内親王は、後桃園天皇の娘という出自により、 「女御」の称は用いられず、入内前に准三宮となり、入内ととも 以上のように、天皇の正妻は、 方 称呼上、別格の展開を見せたのが、光格天皇の正妻欣子 称呼・御料・住居をはじめ付置 近世史 後

二 天皇の生母

官(典侍・掌侍=堂上公家の娘)である。もちろん、これにも例ることである。正妻ではない天皇の生母は、通常、禁裏勤めの女とは、勧修寺晴子を除き、天皇の正妻との間には大きな差異があ正妻ではない。一章で述べたように、近世的特徴として言えるこ正世の天皇の生母は一五人に上るが、そのうち一○人は天皇の近世の天皇の生母は一五人に上るが、そのうち一○人は天皇の

母園国子は院御所に出仕した女房で、禁裏勤めの経験はない。した家女房であるし、先の勧修寺晴子は親王御所、霊元天皇の生外があり、閑院宮家出身の光格天皇の生母岩室磐代は宮家に出仕

幕府との交渉により、翌年、准三宮をへずに女院号(開明門院) を得るという異例の処置がとられた 中に没すると、天皇の生母として遇する動きが朝廷内で起こり、 侍の任を果たした。しかし、天皇が宝暦一二年(一七六二)在位 母ではなく、桃園天皇在位中の一五年間、天皇に仕える形で大典 子を桃園天皇の「実母」とし、舎子の実家二条家をその外戚とす なかにも、姉小路定子(典侍)のように、子の桃園天皇の受禅日 ることを明示した。そのため、 に大典侍に進んで、禁裏勤めを続けた例が見られる。近世では唯 三頭)は、禁裏に留まるのが倣わしであった。天皇生母の女官の が入れ替わるわけではなく、大典侍・勾当内侍・伊予(総称して 所の女房に異動する。ただ、天皇の代替わりで、禁襄の女官全員 生母も含め、禁裏の女官は近仕していた天皇が譲位すれば、院御 なっても、ただちに身位に変動は生じない。一般的に、 の例で、桜町天皇の意思と解される。桜町天皇は、正妻二条舎 いずれにせよ、女官・女房である生母は、所生の皇子が天皇に 姉小路定子は公的には桃園天皇の 新天皇の

え、存命中に女院号が与えられても、「女院」とは称されず、女院期は、本人の死や所生の天皇の死を契機とすることが多く、たと近世では、天皇の生母はみな最終的には女院号を得る。その時

を与えた。 本宗子(典侍)は、天皇の生母のなかで異彩を放ち、後代に影響 女院号を得たのは没時であった。しかし、次の東山天皇の生母松 大皇の養母となっていたことなどから、その生母たちが、准三宮・ が将軍徳川秀忠の娘和子(東福門院)で、後光明・後西・霊元三 御料はない。とりわけ、一七世紀においては、後水尾天皇の正妻

薙髪することとなった。女官の多くは、近仕する天皇が没すれば、 七) 孝明天皇の即位を見届けたあと隠退して実家に戻り、二年後、 皇の生母正親町雅子(典侍)である。雅子は、弘化四年(一八四 に造営された御所に移居した。これらを先例としたのが、孝明天 には準備されず、明和九年(一七七二)、故孝子内親王御殿の旧地 代に朝廷から拝領したものがあって緊急性がなかったため、すぐ 希望し、米一〇〇〇俵の進上を獲得している。住居は、大典侍時 **遇に関する幕府との交渉においても、「敬法門院御格式之通」りを** は御料に代わるものと認識された。そのため、姉小路定子への待 時代に、幕府から米一○○○俵が進上されるようになり、朝廷で 門院)を得ると、ここが敬法門院御所と呼ばれる。また、准三宮 た(准后御殿)。正徳元年(一七一一)出家を契機に女院号(敬法 禄二年(一六八九)一月、早くも准三宮となり、住居も準備され のことは、待遇面にも現れ、東山天皇の践祚から二年足らずの元 なかったため、宗子は天皇の生母としての影響力を保持した。そ 霊元天皇の正妻鷹司房子と後嗣東山天皇は母子関係を結んでい

進上される。そして同年、造営された御所に入居した。
○○○俵、屋敷地および建物料(諸入用銀一三二貫三二○目)がた。その結果、嘉永三年(一八五○)准三宮・女院号を得、米一より、朝廷は、この段階で女院号と住居問題を議し、幕府に諮った。その結果、嘉永三年(一八五○)准三宮・女院号を得、米一種子は当然これに従った。しかし、孝明天皇の生母という立場に禁裏を退き薙髪するのが通例で、仁孝天皇に仕え、皇子を儲けた

になり、天皇の「家族」と位置づけられる。の女官(皇子女を儲けた女官を含む)と明確な一線を画することであれば、御所が用意された。通常は、この段階でようやく、他このように、天皇の生母には、女院号が与えられ、その際存命

三 天皇の娘(皇女)

未婚とに分けて論じる。つになる。後者の二つは未婚となるので、ここでは大きく既婚とれば、婚姻するか、比丘尼御所に入るか、天皇家に留まるかの三天皇の娘として生まれた女性の将来の選択肢は、大雑把に分け

(一) 既婚

宣下と婚姻との間に明確な因果関係はなかった。皇女の婚姻先とのうちの半数にあたる一二人は婚姻した皇女だが、本来、内親王ずしも内親王とはならない。内親王となった皇女は二四人で、こ近世では、皇子は夭折しなければみな親王となるが、皇女は必

ら三○○○石を進上されているのは将軍血縁者(徳川秀忠の孫娘) ず、徳川和子(東福門院)所生の二皇女が、婚姻に際して幕府か 世紀は皇女が多く、経済力が十分でなかった天皇家にとって、そ えることで復活したこととも無縁ではないであろう。また、一七 る摂家重視の方針を打ち出したこと、天皇の正妻が摂家の娘を迎 る一策だったのではないかと考えられる。徳川家康が朝廷におけ われず、降嫁開始は、前代における天皇と摂家との疎遠を解消す ちなみに、世襲親王家は一八世紀前半までに四家となり、当主の ている。この移行が意図的なものであるかどうかは判然としない。 よいであろう。それが、一九世紀には三○○石と認識され、仁孝 おそらく一七世紀においては、化粧料は特になかったとみた方が に対する処遇で、皇女御領(化粧料)の先例には到底なりえない。 の処遇は頭の痛い問題でもあった。皇女の御領も確保されておら かったと言われる。近世に入って、その意識が突然消えたとは思 正妻は、一七世紀後半以降、摂家の娘か天皇・親王家の娘である。 十宮=吉子内親王と仁孝天皇皇女敏宮=淑子内親王)おり、 の死去によって結果的に未婚となった皇女が二人(霊元院皇女八 天皇の二皇女は婚約にともなって化粧料三○○石を得ている。 しては、まず摂家が考えられ、一七世紀末以降は世襲親王家となっ 人は離縁=円照寺初代文智) にのぼるが、このほかに、婚約者 さて、近世で婚姻に至った皇女の総数は一四人(ただし、うち 中世までは、皇女の臣下への降嫁は好ましくないとの意識が強 順調

> で、ともに皇女の父後水尾院、桜町院が承諾しなかった。 で、ともに皇女の父後水尾院、桜町院が承諾しなかった。 を考慮するとそれなりの割合を占め、近世的特徴の一つである。 また、婚姻先として今ひとつ特徴なのは将軍家の存在である。 また、婚姻先として今ひとつ特徴なのは将軍家の存在である。 皇女と将軍家との縁談は通算四度確認できるが、このうち二度は で、天皇家が、将軍家を皇女の婚談は、いずれも幕府からの働きか けによる。したがって、成立した二度は政治的判断)。具体的には、 かったことを窺わせる(成立した二度は政治的判断)。具体的には、 の皇女緋宮(智子内親王)と九代将軍徳川家重の世子家治の縁組 の皇女緋宮(智子内親王)と九代将軍徳川家重の世子家治の縁組 の皇女緋宮(智子内親王)と九代将軍徳川家重の世子家治の縁組 の皇女緋宮(智子内親王)と九代将軍徳川家重の世子家治の縁組

(二) 未婚

1 天皇

期待されていたのではあるまいか。ただ、これは後西天皇にも当期待されていたのではあるまいか。ただ、これは後西天皇にも当なるが、女帝には、皇位継承を起因とする朝廷の政治的混迷を、当面回避し、儲君(次代の男帝で、その子孫に代々皇位が継承さなるが、女帝には、皇位継承を起因とする朝廷の政治的混迷を、当面回避し、儲君(次代の男帝で、その子孫に代々皇位が継承さいており、また、当前には古代以来となる女帝が二人存在する。親王宣下は皇位が世には古代以来となる女帝が二人存在する。親王宣下は皇位

進上される。さらに、宝暦九年(一七五九)には皇女としては稀 同年桜町院が没すると、朝廷は幕府と掛け合い、御料三〇〇石が 寛延二年に名字智子が与えられ、翌年三月内親王宣下が行われた。 組をせず、比丘尼御所にも入っていないこと)から明らかである。 が謝絶のための口実でなかったことは、その後の動向(誰とも縁 入れを断る際、どこにも遣わすつもりがないと述べている。 子所生(つまり嫡出子)である第一皇女美喜宮(一〇歳で没) た桜町院は、寛延元年(一七四八)幕府からの密々の縁組の申し 比べると遅いが、のちに天皇になることとは無関係であった。 女の緋宮(後桜町天皇)が内親王になるのは一一歳の時で姉宮に わずか四歳で内親王(盛子)にしたのはその一つである。第二皇 べたように、正妻二条舎子、桃園天皇生母姉小路定子の扱いにお 留まる皇女としての道が選択されていた。父桜町院は、すでに述 なった明正天皇とは異なり、もともと、生涯未婚のまま天皇家に いて明確な方針を示したが、これは皇女に対しても行われた。 内で担った役割が重大になっていったことは指摘しておきたい。 省略するが、 証し、その上で女帝論を構築する必要があると思われる。今回は そうしたことを踏まえると、幕府との関係、 に相違点の多い明正天皇と後桜町天皇について、まずは個別に検 てはまるので、一概に女帝にのみ期待された役割とは言い得ない。 ところで、二三歳で皇位に就いた後桜町天皇は、七歳で天皇と 後桜町天皇の場合、 譲位後も含めて、朝廷・天皇家 朝廷の体制など背景 これ ŧ を 舎

就くのは、このわずか二年後のことである。
敷地内に建てられた御殿に移る。弟桃園天皇の急死で急遽皇位に例としている。そして翌年、明屋敷となっていた故桜町院御所の遺児で特別な待遇を受けた女一宮(孝子内親王=礼成門院)を先な一品に叙品された。御料三○○石および一品は、後光明天皇の

2 比丘尼御所

近世の皇女の六割近くは比丘尼御所に入っている。皇子に比べれば割合は低いものの、選択肢のなかで最多を占めるのは当然の お果であろう。ただ、門跡寺院に入る皇子が親王になるのに対して、比丘尼御所に入る皇女は内親王にならないのが通例である。 で、一七世紀に三寺(霊鑑寺・円照寺・林丘寺、初代はいずれもなが、正世を迎えると整備され、いわゆる比丘尼御所(この用語ため、近世を迎えると整備され、いわゆる比丘尼御所(この用語ため、近世を迎えると整備され、いわゆる比丘尼御所(この用語ため、近世を迎えると整備され、いわゆる比丘尼御所(この用語ため、近世を迎えると整備され、次第に序列化も行われた。近世に皇女が入室した比丘尼御所を、その後の序列に従い列記すると、大聖寺・室鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・窓鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・本の世で、一七回と比丘尼御所を、その後の序列に従い列記すると、大聖寺・窓鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・空鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・空鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・窓鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・窓鏡寺・景華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・窓鏡寺・景華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・窓鏡寺・景華院・光照院・中宮寺・霊鑑寺・円照寺・林大聖寺・窓受院(一七〇七年曇華院が兼帯)・三時智恩寺となる。

大聖寺は中世の尼五山の筆頭景愛寺流で、後陽成院の二人の阜

御所一 であった。 寺・宝鏡寺が後水尾院皇女、曇華院が後西院皇女(後水尾院の孫) 継いだ。つまり、 伏見宮の王女が続いて住持となり、その後、後西院の皇女聖安が 持であった。 のあと後水尾院の皇女が二代続き、皇女の入る寺となる。曇華院 宝鏡寺も景愛寺流だが、寛永期までは鷹司信房の娘が住持で、 女が二代続いて住持となったことで、江戸時代初期から、比丘尼 尼五山の一つ通玄寺流で、 位の座を得、 この間、 上位三か寺の住持は、 さらに後水尾院の二人の皇女が二代続いた。 後陽成院の皇女が喝食となったが夭折し、 元和期までは後奈良院の皇女が住 後水尾院の晩年には大聖 そ

の後の展開は三期に分けられる。 と発展していった。その後の展開は三期に分けられる。 後水尾院の皇女で大聖寺住持の永亨が貞享三年(一六八六)、宝鏡寺住持の理忠が元禄二年(一六八九)、後水尾院が没し、さらに、後水尾院の皇女で大聖寺住しかし、後水尾院が没し、さらに、後水尾院の皇女で大聖寺住しかし、後水尾院が没し、さらに、後水尾院の皇女で大聖寺住

ると、宝鏡寺の理豊と曇華院の聖安との間で座次相論が起きた。の皇女が入室して得度(理豊)していた。元禄二年、理忠が没すの皇女が入室して得度(理豊)していた。元禄二年、理忠が没す大聖寺には、永亨没後、霊元院の皇女が入室し、二年後に得度

寺の由緒・格を明らかにしようと力を注ぐ。 禄以降、宝鏡寺住持の系譜編纂を行い、正徳以降はさらに、 対応であった。一方、 翌一五日、宝鏡寺の理豊と曇華院の聖安に勅許するという苦肉の 由来に関わる無外如大の伝記編纂や如大顕彰を試みるなど、宝鏡 ることにした。同年一一月一四日、まず大聖寺の永秀に勅許 朝廷(東山天皇)は、聖安一代に限るとの条件付きでこれを認め 反対したが、将軍家と親しい公弁の存在から幕府の介入を恐れた 寺門跡公弁法親王とともに再び願い出る。永秀と理豊はもちろん 霊元院がこれを支持したため、このとき朝廷はこの願いを退けた。 宝鏡寺にのみ認められるものだとして、理豊とともに反対する。 聖安が姉、理豊が妹だったためである。このときすでに父後西院 しかし、聖安はあきらめず、宝永四年 (一七○七)、同母弟の輪王 永秀は、これを霊元院から知らされ、紫衣は景愛寺流の大聖寺・ さらに紫衣勅許を願い出た。霊元院と敬法門院の娘である大聖寺 は亡く、仲裁しうる適任者はいなかった。元禄六年九月、 座次相論以来、危機感をもった理豊は、元 聖安は

祝(中御門天皇の妹)であった。翌年、この聖祝が没すると、生ときすでに聖安は没していて、曇華院の住持は故東山院の皇女聖年(一七二〇)八月、中御門天皇から、今後、紫衣色衣とも大聖年(一七二〇)八月、中御門天皇から、今後、紫衣色衣とも大聖さて、聖安一代に限るとはいえ、曇華院住持に紫衣が勅許され

秀)し、大慈院を兼帯。理豊は隠居して本覚院宮と称した。この門天皇の第四皇女嘉久宮が入室して二年後に得度(理長、のち理寺を兼帯し、永応と名を改めた。そして、享保一八年、中御門天皇の第七皇女倫宮が附弟に定まる。宝鏡寺は、享保一八年、中御門天皇の第七皇女倫宮が附弟に定まる。宝鏡寺は、享保一八年、中御門天皇の第一皇女が曇華院を相続し、享保一三年後二か月の中御門天皇の第一皇女が曇華院を相続し、享保一三年

間の享保一七年に霊元院が没している。

との申し入れも差し控えるほどだった。これにより、曇華院には に大きな不満を残したが、 の意思ではなかったと述べている。この色衣勅許は、 奉書について、 は自分の意思を貫いた。このおり、 なって大叔母の永応に一応相談(打診)をしているものの、 その後、寛保二年(一七四二)、倫宮が得度(永皎)して住持とな 院聖珊の順にしてもらえるよう長橋局に天皇への仲介を依頼した。 譲位を翌年に控えた桜町天皇が、聖珊に色衣を勅許する。 座次は五山の次第に基づき、 てのことで、大聖寺の永応は、これによる座次の異動を心配 **曇華院の聖珊に二品宣下を行う。比丘尼御所の皇女としては初め** 享保二〇年、 永応は隠居するが、 譲位を目前にした中御門天皇は、 霊元院の意向によるもので、故院(父中御門院) 延享三年(一七四六)一二月、今度は、 天皇の意向に否やは言えず、一代限り 大聖寺附弟倫宮、 桜町天皇は、享保五年の女房 宝鏡寺理長、 第一皇女である 永応・永皎 直前に 天皇 曇華 Ĺ

き、その機会は訪れていない。色在教許の道が開かれたとも解せるが、聖珊没後長らく空主が続

秀が紫衣、曇華院聖珊・光照院尊乗が色衣という、尼寺では異例 一大型寺の東京の運びとなった。こうして、大聖寺永皎・宝鏡寺理 で記められず、月日が流れた。しかし、尊乗は、同母兄の輪王寺 に認められず、月日が流れた。しかし、尊乗は、同母兄の輪王寺 に認められず、月日が流れた。しかし、尊乗は、同母兄の輪王寺 のもと、ついに色衣が勅許されることになる。このため、大聖寺 の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理びとなった。こうして、大聖寺永皎・宝鏡寺理 れ、色衣勅許の運びとなった。こうして、大聖寺永皎・宝鏡寺理 れ、色衣勅許の運びとなった。 の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けら の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の原となった桃園天皇がかかった

の厚遇が同時期に実現した。

れるところである。

このように、寺格と自らの地位向上に強い意欲を見せた皇女たれるところである。

3 その他

霊元院皇女定宮(勝子内親王、母は松木宗子)である。このうち娘=典侍)、後西院皇女八百宮(誠子内親王、母は高松宮明子)、徳川和子)、後光明天皇皇女女一宮(孝子内親王、母は庭田重秀の具体的に紹介すると、後水尾院皇女女三宮(昭子内親王、母は

後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。 後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。 後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。 後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。 後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。 後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。 後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。

叙せられる。
 公司に比して一八世紀以降の未婚皇女の様相は異なる。残る三人のうち二人は婚約者の死で図らずも未婚となった皇女である。
 公司が進上され、建設された御殿で生涯を過ごすことになる。享によって建設されることになった。そして家継が死去(一七一六)によって建設されることになった。そして家継が死去(一七一六)によって建設されることになった。そして家継が死去(一七一六)によって建設されることになった。そして家継が死去(一七一六)によって建設される。
 公司が進上され、建設された御殿で生涯を過ごすことになる。享によって建設される。
 公司が進上され、建設された御殿で生涯を過ごすことになる。
 会員の表表の表書を表示して、

い化粧料三〇〇石を得たが、二年後、親王が没した。御殿を持た天保一一年(一八四〇)閑院宮愛仁親王と婚約し、それにともな仁孝天皇皇女の敏宮(淑子内親王、母は甘露寺妍子=典侍)は、

石を進上する。慶応二年(一八六六)一品に叙せられ、准三宮とる。親王家初の女性当主誕生だった。翌年、幕府は道具料五○○八六二)で、空主の続く桂宮家を相続することに決まったのであを得なかった。そうした内親王に大転機が訪れたのは文久二年(一ず婚姻先も失った淑子内親王は、その後、住まいを転々とせざる

(一七四六)の没時にやはり二品に叙せられている。桜町院は手許に留めるつもりだったのではなかろうか。延享三年したため、その将来は未確定の要素を残すが、先に述べたように、残る一人は桜町院皇女の美喜宮(盛子内親王)で、一〇歳で没

なった。

八一)やはり同時に二品に叙せられている。 以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から

女智子内親王への三○○石進上後、天明二年、後桃園天皇皇女の次に、皇女の御領であるが、寛延三年(一七五○)の桜町院皇

の、 るまで院御所に同居していた。 の内親王宣下を受けるなどしたためである。欽宮は光格院が没す を准母とする欽宮(一九歳で没)が、宝鏡寺を相続していたもの られたこと、光格院の皇女のなかではもっとも長命で欣子内親王 これは、皇女であっても天皇の第一子で正妻所生であれば重んじ 記録にも出会っていない。敏宮や和宮にしても誕生時に五〇石が 生の皇子女には五〇石がつけられて、縁組が成立したり比丘尼御 子女は、誕生すれば幕府から三〇〇石がつけられ、典侍・掌侍所 親王)と和宮(親子内親王)は、婚約にともない当然のこととし つけられたかどうか未確認で、なお史料の精査が必要である。 していない) した光格院の三皇女に三〇〇石が進上されたという 八世紀までは当てはまらない。また、比丘尼御所を相続 欣子両内親王への三○○石進上は誕生時ではなく、少なくとも 所になると、二五○石増やして三○○石にするとあるが、 性が指摘できる。ただ、『幕末の宮廷』には、天皇の正妻所生の皇 紀後半以降に、皇女の御領に対する何らかの方針が定まった可能 て化粧料三〇〇石が進上されている。これらのことから、一八世 生の皇女で、典侍所生の皇女である仁孝天皇皇女の敏宮 欣子内親王にも三○○石が進上された。この二人は天皇の正妻所 最後に、皇女中の内親王の比率があがったことが挙げられる。 故光格院の意向により天保一三年(一八四二)没時に、異例 (得度は 智子 (淑子内

の女性たちも生きていた。といってもよく、幕府主導で形成された枠組みのなかで、天皇家たことが窺える。また、近世の朝廷は、幕府によって再生された念(正妻の重視、嫡庶長幼の順、親子相続)は着実に根付いていっこうしてみると、天皇家においても、近世に確立する「家」観

た比丘尼御所上位四か寺への御所号授与は、たとえ天皇の養女とさらに、皇女への叙品や内親王宣下の増加、皇女入室を基本としにが三○○石進上にも、孝子内親王の三○○石決定には、新上西門寛延三年(一七五○)の女院御料三○○○石決定には、新上西門寛延三年(一七五○)の女院御料三○○石決定には、新上西門寛延三年(一七五○)の女院御料三○○石決定には、新上西門寛延三年(一七五○)の女院御料三○○石決定には、新上西門第延三年(一七五○)の女院御料に、この流れのなかで一七世

なったとしても親王家王女とは格が違うことを現している。

こうした序列化・制度化は、近世天皇・朝廷の権能を補完する
 こうした序列化・制度化は、近世天皇・朝廷の権能を補完する
 な方る可能性が生まれてくるのではないだろうか。

参考文献

荒川玲子 「比丘尼御所に於ける御所号勅賜の意義」(『書陵部紀要』)三

八、一九八七年)

三年) (早稲田大学教育学部『学術研究』四二、一九九的背景 ― 」(早稲田大学教育学部『学術研究』四二、一九九久保貴子 「近世の女院に関する基礎的考察 ― 女院の要件にみる政治

岡(佳子 「近世の比丘尼御所 (上) ― 宝鏡寺を中心に ―」(『仏教史ぐって ―」(『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年)西口順子 「近世の宝鏡寺宮 ― 浄照明院宮逸厳理長の入寺と得度をめ

学研究』四二―二、二〇〇〇年)

岡 佳子 「近世の比丘尼御所 (下) ― 宝鏡寺を中心に ― 」 (『仏教史

学研究』四四一二、二〇〇二年)

久保貴子 「江戸時代 ― 武家社会のはざまに生きた皇女」(『歴史のな

かの皇女たち』小学館、二〇〇二年)

・五、二○○六年) 人保貴子「近世の内親王と女院」(『歴史と地理 日本史の研究』二一

(昭和女子大学非常勤講師)

天皇の正妻・生母・娘

 天皇	正妻	生母	娘(皇女)
後陽成	近衛前子(中和門院)	勧修寺晴子(新上東門院)	瑞雲聖與(公華院) 君山文高(大聖寺) 清子(鷹司信尚室) 松山尊英(光照院) 貞子(二条康道室) 説外永宗(大聖寺) 崇山尊清(光照院)
後水尾	徳川和子(東福門院)	近衛前子	天通文智(鷹司教平室、円照寺) 與子(明正天皇) 女二宮(近衛尚嗣室) 昭子 久嶽理昌(宝鏡寺) 賀子(二条光平室) 照山元路(光子、林丘寺) 久山元昌(玉鑑鏡寺) 月江二理忠(霊鑑鏡寺) 常子(近衛基熙室) 瑞慶文察(光照院・円照寺) 泰嶽永亨(大聖寺)
明正	- 	徳川和子	米州小子 (八里寸)
後光明	 	園光子(壬生院)	孝子(礼成門院)
後西	高松宮明子	- 櫛笥隆子 (逢春門院)	誠子 光山宗栄(鑑鑑寺) 高栄尊秀(中宮寺) 質陽宮 大成聖安(盤華院・慈受院) 益子(九条輔実等) 徳巌理豊(宝鏡寺) 満宮(円照寺附弟・光照院附弟)* 明山瑞光(慈受院・円照寺) 大規尊杲(光照院) 等普尊勝(三時智恩寺)
盆元	鷹司房子 (新上西門院)	園国子(新広義門院)	憲子(近衛家熙室) 栄子(二条網平室) 福子(伏見宮邦永室) 俊巌永秀(大聖寺) 勝子 大観文喜(円照寺) 松敬元秀(林丘寺) 大寂永応(円照寺・大聖寺) 吉子(徳川家継許嫁) 八重宮(大聖寺附弟)*
東山	有栖川宮幸子(承秋門院)	松木宗子(敬法門院)	秋子(伏見宮貞建室) 崇峯聖祝(松華院)
中御門	近衛尚子(新中和門院)	櫛笥賀子(新崇賢門院)	玉江聖珊(秦華院) 玉江聖珊(秦華院) 逸厳理秀(宝鏡寺・大慈院) 成子(閑院宮典仁室) 大融尊乗(光照院) 天巌永皎(大聖寺)
桜町	二条舎子(背綺門院)	近衛尚子	盛子 智子(後桜町天皇)
桃園	一条富子(恭礼門院)	姉小路定子 (開明門院)	D. MARIAEI
後桜町		二条舎子	
後桃園 光格	近衛維子(盛化門院) 	一条富子 岩室磐代	欣子(光格天皇中宮、新清和院) 玉鑑永潤(大聖寺) 霊巌理欽(蔡子、宝鏡寺) 秀峯聖清(曇華院)*
仁孝	鷹司繋子 (新皇嘉門院) 鷹司祺子 (新朔平門院)	勧修寺婧子 (東京極院)	淑子 (閑院宮愛仁許嫁・桂宮当主) 親子 (有楢川宮熾仁許嫁・徳川家茂室)
孝明	九条夙子	正親町雅子 (新待賢門院)	順子*